

# 平成 28 年度事業計画

社会福祉法人あおかけ

## 運営方針

平成 28 年度は、平成 27 年度の介護報酬の減額改定や人員不足により介護関係の環境は大変厳しい状況が続きます。

また、今年度より介護支援者1, 2の介護保険制度からの削除、施設入所が要介護3以上などの改定が施行されるなど取巻く環境が大きく変化しました。

さらに、社会福祉法人制度改革も控えており、今後地域における公営的取組や課税問題など介護関連を取巻く環境は一層厳しさを増そうとしています。

今後は、法律関連等の変更に迅速に対応し、職員が働きやすい環境を維持しつつ、経費削減を柱に改革を断行し長期的に運営を安定させ利用者の皆様に安心して利用して頂ける法人、施設を目指して職員一丸となって取組みたいと思います。

## 法人の運営方針

当法人では、要介護高齢者の皆様方に各種のサービスを提供しながら、健全で安定した生活の助長、心身機能の維持、向上を図り、自立した日常生活ができるよう支援をしています。

また、行政、医療、地域との連携をとりながら「心豊かな福祉づくり」「生きがいのある施設づくり、まちづくり」を目指してまいります。

職員については働き甲斐があり定年まで働く事が出来るような職場環境作りを取組んでいきたいと思ひます。

## 意思統一、情報交換会議取組み

- 理事会、評議員会開催予定 年3回を基準に開催(必要な場合は都度開催)
  - 平成 28 年度第 1 回理事会、評議員会 (決算報告) 5月予定
  - 平成 27 年度第 2 回理事会、評議員会 (中間報告、補正予算) 11月予定
  - 平成 27 年度第 3 回理事会、評議員会  
(事業計画、期末補正予算、平成 28 年度予算(案) ) 3月予定
  
- 監事監査の実施予定(年 2 回開催予定)
  - 平成 27 年 11 月中間決算
  - 平成 28 年5月決算
  
- 理事連絡会議 ※理事会前を基準とし年 3 回開催予定  
(重要な決定事項時は随時開催)  
参加者 理事長、理事長代理、各関係職員

- 師長連絡会議予定 各月1回年 12 回開催  
参加者 各施設師長
- 相談員(介護支援専門員)連絡会議開催予定 年 9 回開催予定  
参加者 各施設相談員
- 第三者苦情委員会 開催予定 年1回 9 月開催予定  
参加者予定者 第三者委員 2 名、各施設代表者
- 入社式及び永年表彰 開催予定日 平成27年4月1日予定  
参加者予定者 理事長、理事長代理、各施設代表者
- 新入職員研修 平成27年4月1日～4月3日

### 法人としての取組

- 広島県、尾道市監査、報告に対する対応
  - 各会議準備進行議事録作成
  - 業務内容の再点検(効率的な方法と見直し)
  - 組織体制の再編(業務協力体制の構築)
  - 定款及び諸規程変更及の審議申請
- } 給与、人事の集約処理

### 職員採用計画

- 看護職員 2名程度
- 事務員 1名 男性(年齢30歳程度まで)

### 介護職員処遇に関する取組

- 平成28年度介護職員処遇について 法律を遵守し介護職員の処遇改善に取り組む。

# 平成28年度事業計画

## 老人保健施設あおかげ苑 あおかげ居宅介護支援事業所

平成28年度は、引き続き「選ばれる施設づくり」をスローガンに事業を推進していく。  
昨年27年4月に介護報酬の見直しが行われ、あおかげ苑の介護保険の事業収入は減となり、財務的には、当苑を取り巻く経営環境が厳しさを増してくるものと考えられる。

一方、利用者負担は大幅に増額となる利用者が生じたことから、利用者満足度の向上のためには、より一層の利用者サービスの向上を図り、利用者及び家族の要望に応える必要が高まってくるものと考えられる。

そして、内部要因としては介護度の重度化が更に進行し、体調不良による入所者の入院による空床数の増加が収入減に繋がり、外部要因としては、入所型施設の増加によるデイケア・短期入所者の利用者の減少が、収入減少に繋がっていくのは否めない事実である。

こうした経営環境下で、入所系サービスについては空床発生を抑制し、入所の稼働率を向上させ、デイケアでも利用者を増加させるため、選択される事業者となるべく、利用者及び家族の満足度を高める様、提供するサービスの質的向上を目指して行く。

また、あおかげ居宅介護支援事業所の利用者の当法人利用を促進するなど、当法人の通所型サービス利用者増に努める。

## 基本方針

当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同

意を得て実施するよう努める。

## 理 念

### (1) 基本項目

- ① 医療・介護の機能分化・連携の推進のため、リハビリ等における医療機関・居宅介護支援事業所との情報交換に努め、医療と介護の継ぎ目のないサービス提供を行う。
- ② 介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価制度が行われるため、施設内研修の充実、各職員に対する資格取得の奨励を行う。

### (2) ケアプランに基づいた生活支援

- ① 担当者は、入所者のADL、健康、生活全般の観察を通じた状態の変化と現況の把握に努める。
- ② 担当者が作成するケアプランの原案過程では、副主任等の助言等を求める。
- ③ 各職種の専門職が集まって行うケアカンファレンスでは、より専門的、多角的な視点からの意見交換と討議を尽くす。
- ④ 作成されたケアプランは、フロア他職員への周知徹底を図り、統一したケアの提供に努める。

### (3) 安心・安全・快適な生活環境の整備

- ① 担当者による定期的な整理・整頓の実施
- ② 委員による定期的な安全設備点検の実施
- ③ 介護職員による車椅子、食堂の椅子の定期清掃の実施

### (4) 身体拘束廃止推進に向けた取り組みの充実を図る。

- ① 家族の承諾に基づく身体拘束のケースであっても、定期的な身体拘束の廃止に向けた取り組みと経過管理を家族とともに協議する等、廃止に向けた取り組みを推進する。
- ② 身体拘束廃止推進に向けた研修等の充実を図る。

### (5) 余暇時間と余暇活動の充実を図り、潤いのある日常生活の提供

- ① 今年度は、介護職員によるクラブ活動を実施し、内容の豊富化と充実を図る。
- ② 入所者と担当者との外出機会を増やし、信頼関係を深める。
- ③ 毎月の誕生会や行事に地域ボランティアの参加協力を求め、内容の一層の充実を図る。
- ④ 日常生活の中で、ちょっとした時間で気軽にできるレクリエーションを心がける。

### (6) ボランティアの積極的な受け入れと活用

社会福祉協議会との連携を図り、施設行事にとどまらず幅広いボランティアを受け入れることを通じた地域との交流を促進し、日常生活の活性化を図る。

### (7) 機能訓練の充実

新たに購入した機能訓練器具を活用した訓練メニューの充実を図り、入所者の機能維持に努める。

### (8) ターミナルケアの取り組み

入所者の重度化にともない、施設で最期をどのように看取るかは「施設ケア」の重要な課題である。今年度は施設長を中心にして、関係医療機関等の協力をとりつけながら体制整備を図る。

(9)職場内外の研修を通じた資質の向上

- ①新規採用職員の新人教育の実施
- ②職場内研修を通じた介護技術の向上
- ③「認知症ケア」「ターミナルケア」への研修参加を通じた“施設ケア”の向上を図る

(10)医療的ケアを必要とする入所者の積極的受け入れ

従来医療的ケアを必要とする入所者を受け入れてきているが、今後も引き続き積極的な受け入れに努めたい。

(11)サービスマナーの向上

入所者の方は、1年365日、24時間をあおかげ苑で過ごされている。入所されている方々は、なんらかの職員の援助を必要としている。そして、集団生活からくる不自由さ・遠慮・気兼ねも覚えつつ日々生活されている。その生活は職員の言動によって大きく変わってくる。

あらためて、職員全員がサービスマナーの向上を図り、「心地よい介護」の提供に努める。

(12)経営改善への継続した取り組み

- ①今年度は、昨年度に引き続き徹底した水道光熱費を中心とした経費の抑制に取り組む。
- ②退所による空床期間の一層の短縮化を図り、稼働率のアップを全部署間の連携を強化することを通して目指す。

## 職員・勤務体制

(1)職員

	職種	正職員	契約職員	パート職員	計
老健・デイ	医師(管理者)	1			1
	看護職	8		2	10
	介護職等	18	7	12	37
	機能訓練	3			3
	支援相談員	1			1
	管理栄養士	1			2
	事務職	2	1		3
	計	34	8	14	56
	居宅	介護支援専門員	2		
計		2	0	0	2
あおかげ苑 総計		36	8	14	58

(2) 看護・介護職員 勤務体制(兼務者・休職者除く)

イ. 老健あおかげ苑

①看護職員

日勤帯 4名

夜勤帯 1名

②介護職員

早出 4名

日勤帯 5名

遅出 4名

夜勤帯 3名

ロ. デイケア

介護職員 5名

## 職員研修・会議(委員会)・災害訓練・健康診断等

(1) 職員研修

月1回は職員全員を対象に集合研修を行う。

実地・初級職員・中級職員の各研修に各々2名は参加予定。

採用後、5年以内での介護福祉士、10年をめぐりに介護支援専門員の資格取得を奨励。

老健中国大会に3名程度参加予定。

全職員が年間1回以上は外部で開催される研修に参加できるように計画を立てる。

(2) 会議(委員会)

全体会議は月1回必ず開催する。

各委員会活動、各種会議を開催し、職員相互の意見交換を行い、情報の共有化を図り、組織の活性化と業務の円滑な推進を図る。

(3) 災害訓練

万が一の火災発生等に備え、各職員が発生した時にどのように行動するかを把握できるように、意識の徹底とマニュアルの整備を行う。

年2回火災発生に備えた避難訓練を行う。

(4) 健康診断

夜勤従事者・重量物扱い従事者に年2回、それ以外の職員への年1回の定期健康診断を実施する。(5月・11月を予定)

## 設備の整備について

あおかけ苑開業から15年を経過し、介護用機器等全般に不具合を生じている機器や設備が増加している。そのなかで、設備の更新等は最小限度に止めることとしているが、今期以降は、照明設備の順次更新等に向けての対応を本格的に開始する。

平成27年中には、経済産業省のエネルギー使用合理化等事業者支援補助金を利用した、デイケアフロアの GHP エアコンの設備更新が平成28年1月に実施できた。

照明機器、給湯設備(ボイラー)に関しては保守を依頼している業者からも機器の更新を提案されており、今後、故障が多く発生し、サービス提供に支障を来す事態となると買換えを実施することとなり、その準備としての検討を開始する。

現在の社会福祉法人に対する優遇税制下では、資金的に問題がなければ購入という対応となる。しかし、今後の社会福祉法人の事業に対して、優遇税制が撤廃されるという動向も存在することから、その場合、損金計上のできるリース契約による機器の導入の方向性での対応も検討の余地があり、何れにしても今後を見据えての検討が必要となる。

### 1. 照明整備の検討

照明設備に関しては、従来の蛍光灯を使用した照明機器に故障が発生した場合、特に安定器についての故障発生の場合は、全体的に照明器具がLEDに移行していることから部品が製造されておらず、修理ができない機器が発生して来ている。そこで当苑でも、部分的にはあるが、照明機器をLED対応の機器への転換を検討し、機器の更新を図っていくべきと考えて、本格的な対応を開始する。

その際には、現在の様に多種の蛍光管を使用するのではなく、直管型のLEDランプに統一するなどし、費用の削減に取り組んでいく。

### 2. 給湯設備(ボイラー)の設備更新の検討

現在使用している給湯設備が使用開始から16年を経過し、設備関連の施工事業者からは、現在は大きな故障なく、配管関係と補助ポンプの手直しと機器更新で対応しているものの、ボイラーについては近い将来において機器を交換する必要性が生じてくる、という提案は受けている。

現在のボイラーはガスを熱源とするもので、ランニングコストを考えると、給湯設備の熱源を、全部または一部を電気に切り替えるという方法もあるが、初期費用がかさみ、今後の電気料金の変動も予測が難しいこともあり、ガス・電気の両方で平行して検討していく。

以上

# 平成28年度事業計画書

特別養護老人ホームしまなみ苑  
しまなみ苑短期入所生活事業所  
デイサービスセンターしまなみ苑

## 事業方針

平成27年度は介護報酬の減額改定に加え、短期・デイサービス事業については例年を大幅に下回る利用率であったため非常に厳しい年となりました。本年も当該事業については利用率の低下が予測され、デイサービスについては28年1月より利用定員を縮小し、4月より地域密着型サービスへ移行します。

しかしながら、本年は職員不足が解消され教育体制が整いつつあり、新人を対象にした事故防止のための技術教育や全職員を対象とした高齢者虐待の防止のためのアンガーマネジメントやストレス・マネジメント等の社内研修を実施し、利用者・ご家族の方々から「安心・安全・信頼」を得られる職員づくりを目指します。

平成28年度は、次の事項を基本に事業をすすめます。

## 理念

私達は利用者の皆様の権利と人間性を尊重し、質の高い安全な介護を提供いたします。

- ① 明るく家庭的な雰囲気を保ち、快適で安心して過ごせるよう努めます。
- ② 個々の人格プライバシーを尊重しながらサービスに努めます。
- ③ 家庭や地域の結びつきを重視し、自治体及び関係医療機関、福祉機関と連携し、地域福祉の向上に努めます。
- ④ 福祉に携わる者として、自覚を持って自己研鑽に努めます。
- ⑤ 常に礼儀正しく、暖かい心と笑顔で利用者の皆様に接するよう努めます。

しまなみ苑の職員一同は、上記基本の理念のもと利用者の自立支援をモットーに快適で安全・安心して暮らせるサービスを提供します。

また、職員がお互いに切磋琢磨し、知識と技術を向上させながら、地域と交流を深め、開放された施設を目指します。

## 入所定員

施設	定員
特別養護老人ホームしまなみ苑	74床
しまなみ苑短期入所生活介護	16床
デイサービスセンターしまなみ苑	18名/日



**人員体制**  
(平成28年3月末日現在)

○ 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

区分		区分									
		施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護職員	栄養士	機能訓練指導員	調理員	医師	その他
基準数		1	0	1	21	5	1	1	0	1	0
現員		1.0 1	3.0 3	1.0 1	33.7 37	6.0 6	1.0 1	1.0 1		0.1 1	1.2 2
平成27年度採用・退職予定	採用予定				1.0 1						
	退職予定										

育児休業中職員2名

○ デイサービスセンター

区分		区分										計
		施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護職員	栄養士	機能訓練指導員	調理員	医師	その他	
基準数				1	3	1		1				(6)
現員				1.0 1	3.5 4	0.4 1		1.0 1				(6) 7
平成28年度採用・退職予定	採用予定											(0) 0
	退職予定											(0) 0

## 利用者の1日

### ○ 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

入苑者(棟)の一日の流れ																		
6:00	7:30	8:00	9:00	10:00	10:30	11:00	12:00	13:00	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
起床	朝食・口腔ケア	水分補給	レクリエーション	入浴			昼食・口腔ケア		入浴	レクリエーション	個別リハビリ	おやつ	自由時間		夕食			消灯

### ○ デイサービスセンター

8:30	9:00	10:00				12:00			14:00		16:10	17:00
送迎	お茶	健康チェック	個別リハビリ	入浴	レクリエーション	昼食	休養	レクリエーション	おやつ	送迎	送迎	終了

## 研修計画

### ○施設内研修

1. 新入職員の研修については、カリキュラムに基づいて実施する。
2. 新入職員および現任職員については、以下内容にての研修を充実させる。
  - (1) 提供サービス向上のための研修を充実させる。
    - ① 施設部内外研修の参加をすすめ、新しい知識や手法を積極的に取り入れて、専門的知識及び技術の向上に努め、職員の資質向上を図る。
    - ② 介護福祉士、介護実務者研修等に関わる実習を積極的に受け入れ、福祉教育の一翼を担っていくとともに、実習生への指導を通して、職員の意識向上を図る。
    - ③ 各委員会にて、事故対策やサービス向上について議論し改善を進める。
    - ④ 「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」に基づき安全に実施が行えるよう、看護職員等による技術指導等を行う。

## ○施設外研修

以下の定期的な研修会に職員を参加させ、職員の資質向上を図る。

主な研修内容
新人対象研修(老人福祉介護研修)
社会保険事務説明会
Well being と褥瘡を考える
人権擁護研修
看取り研修
養介護施設従事者等による高齢者虐待の取り組み
クレーム対応研修
福祉施設安全衛生教育講習
認知症ケア研修会
デイでの活動、参加を改善する具体的プログラム・システム作り
認知症の方への BPSD を学ぼう
職場のストレス・マネジメント研修
感染症予防研修
認知症実践研修
リスクマネジメント研修
特定給食施設等研修会

また介護支援専門員等についての受験資格のある職員には、ひとりでも多く受験してもらうよう積極的に働きかけていく。

# 平成28年度事業計画

特別養護老人ホームほたるの里  
短期入所生活事業所ほたるの里

## 事業方針

2015年度の介護報酬改定に伴い介護報酬の減額で介護保険業界は大変厳しい状況であります。また、近隣にサービス付き高齢者住宅や小規模多機能施設等が建設され、居宅介護サービス事業関係は軒並み赤字経営になっています。当施設も例外ではなく、短期入所生活介護事業所においては、特に前年と比べても収益が大きく減収しており稼働率が60パーセントを推移している状況です。今後の展望といたしましては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年まで残すところ少なくなり、我が国の社会保障制度改革も正念場を迎えることとなります。

このような情勢においても、ユニット施設としての個別ケアの特徴を生かしつつ、更によりよい介護サービスの向上を目指すための事業計画を策定し、その実践を通じて、利用者・家族の期待に応える施設づくりを行ってまいります。

平成28年度も、次の事項を基本に事業をすすめます。

1. 個々の利用者に合わせた安心で質の高い介護サービスを提供します。
2. 地域の関係機関・住民と連携した地域福祉を推進します。
3. 地域ニーズに即した在宅・施設サービスの整備検討をすすめます。
4. 事業経営の安定性と透明性の確保につとめます。
5. 介護を支える組織風土と人材の育成を図ります。

## 理 念

私達は利用者の皆様の権利と人間性を尊重し、質の高い安全な介護を提供いたします。

## 理念に基づく方針

1. 明るく家庭的な雰囲気を保ち、快適で安心して過ごせるよう努めます。
2. 利用者の皆様の人格を尊重し、一人ひとりの暮らしに合わせた生活支援に努めます。
3. 家庭や地域の結びつきを重視し、各自治体及び関係医療機関、福祉機関と連携し、地域福祉の向上に努めます。
4. 福祉に携わる者として、自覚を持って自己研鑽に努めます。
5. 常に礼儀正しく、暖かい心と笑顔で利用者の皆様に接するよう努めます。

## 運営・処遇等方針

### 1. 方針・具体策

【1】利用者一人ひとりに合わせた生活を築くことができるようにするとともに、個々のニーズに基づく個別計画により援助サービスを提供します。

- 1) 業務優先でなく、利用者の生活を個々に合わせたものにする。
  - ① 職員の意識改革(職員体制の再編、専門職種間の連携強化、接遇の実践)
- 2) 介護の質の向上を図る。
  - ① 研修への積極的な参加 ② 自己研鑽を積む
- 3) 環境づくり
  - ① 利用者に必要な物的環境づくり及び利用者一人ひとりの良好な人間関係づくり

【2】利用者・家族が安心して生活できる施設づくりをめざします。

- 1) 安全で穏やかに過ごせる生活の実現
  - ① 事故対策マニュアルの作成と徹底
  - ② 職員の統一したケアの実施の徹底
  - ③ 職員の介護技術の向上
- 2) 利用者家族と施設職員との交流および情報交換
  - ① 面談や食事会、茶話会等の開催 ② 施設内の物品環境の整備

【3】原則として身体拘束はしないが、やむをえない場合は手続き書に従って行います。

【4】利用者本人と家族の意向を十分尊重して、医師・看護師・生活相談員・施設介護支援専門員・介護士等が共同して看取りを行います。

【5】短期利用者は個別計画に基づき、在宅生活の継続に近い環境で生活が送れるように、家族及び居宅介護支援事業者等との連絡調整を図り、利用者及び家族に満足をしていただけるサービスの提供につとめます。

【6】施設の諸行事への地域・ボランティア・利用者家族等の方々の参加・協力をいただき、在宅介護により近い環境づくりと地域に開かれた交流をはかります。

- 1) 地域の方々が寄りやすい施設をめざす。
- 2) 地域との交流を増やす。

【7】年間を通じて大学や各種ヘルパー等の実習を受け入れ、人材育成につとめます。

す。

- 【8】各職員が、災害発生時にどのように対応をすべきかを理解する為に、ほたるの里防災マニュアルの配布及び、年2回の火災訓練(5月夜間帯想定・10月日勤帯想定で消防署立会い)を行います。  
また、全体会議において、防災・防火に関する勉強会も年2回実施を予定しております。

## 2. 業務内容

### 【1】入所定員

特別養護老人ホームほたるの里	50床
短期入所生活介護事業所 ほたるの里	10床

### 【2】個別ケア計画の作成・実施

利用者一人ひとりの心身の状態や能力、本人を取り巻く環境等を評価しその状態に応じて、本人が現に抱える問題点を把握し、利用者やその家族の希望を聞き、利用者が自立した日常生活を送れるよう関係職種間で検討し、施設介護支援専門員により施設サービス計画を作成する。その計画により、食事・入浴・排泄等の施設サービスを実施し、確実に提供できるようにする。

### 【3】個別機能訓練

利用者・家族の意向を聞き、機能訓練指導員及び関係職種間で共同して個別機能訓練計画の作成・実施・評価を行い、利用者の身体機能維持・向上を図る。  
○集団リハビリ(集団で体操・発声・遊ビリテーション・歌等を実施)  
○個別リハビリ(個々の状態に合わせたプログラムに基づく訓練を実施)  
○生活リハビリ(日常生活の中で「できる動作の維持・向上」をはかる)

### 【4】健康管理と感染予防対策

利用者の健康状態の把握及び病気の予防と早期発見につとめる。(嘱託医師による定期回診、服薬、医療処置等及び胸部レントゲン撮影、インフルエンザ予防接種の実施)

### 【5】緊急時の対応

急変等緊急時の対応は、酸素吸入、吸引、水分を補うための点滴を行うなど、「緊急時対応マニュアル」に基づき適切に対応する。(看護師の夜間緊急対応は、当番制により実施)

### 【6】苦情解決・相談受付体制

「利用者の声を聴く会」が定期的に施設を訪れ、利用者・家族の意見・苦情等を第三者の立場で把握し、施設運営に反映するほか、苦情・相談窓口により対応する。

【7】広報誌の発行

ほたるの里たより年12回発行

3. 職員配置等

【1】職員配置・勤務体制

(平成28年4月1日)

区分	施設長	事務員	生活相談員	介護職員	看護職員	栄養士	指導員 機能訓練	嘱託医師	洗濯・清 掃職員	計
嘱託職員数								1		2
正規職員数	1	1	1	19	3	1	1			28
契約職員数		2		1						4
パート職員数				4	1				2	7
計	1	3	1	24	4	1	1	1	2	41
(内退職共済加入者)	1	3	1	20	3	1	1			33

【2】勤務体制

①早出勤務 3名 午前7:00 ～午後3:30

②日勤勤務 3名 午前8:30 ～午後5:00

③遅出勤務 3名 午後12:00～午後8:30

④夜勤勤務 3名 午後3:30 ～午前8:30

嘱託医師 毎週月・金曜日 午後1:00～午後3:00

【3】職員研修

①施設内研修 ～ 年間研修計画にそって、毎月1回の職員研修を実施。

②施設外研修 ～ 職員各自の希望と経験年数(初任・中堅・上級別)等を勘案し、それぞれ年1回以上の施設外研修への参加、及び研修後に施設内研修において他職員へ報告。(研修内容の伝達により、各々のスキルアップを図る)。

③新任職員研修 ～ 新卒及び中途採用者には就業の事前研修を実施する。

④看護職員研修～看護研修、福祉の看護等研修会への参加及び伝達講習、月刊誌の定期購読。

⑤消防防災訓練 ～ 年2回(日勤帯想定・夜間帯想定)を行い内1回は消防署の立会いにて行う。

#### 4. ボランティアの受け入れ

【1】定期ボランティア

【2】その他随時受付を行う。

#### 5. その他

【1】建物改修、設備・備品等購入予定

平成28年度は、介護保険レセプト請求(ASP)更新による無形固定資産の購入や、食事用食器の購入などを柱に、状況に応じて必要な修繕及び、設備・備品等の購入を行う。